

3 — 生活をまもる

1 子供と老人

まだたりない保育所

「もっと多くの保育所を」、「もっと充実した保育を」と保育所にたいする市民の要求はますます強くなっている。

昭和四十五年八月一日現在の保育所数は、市立二九カ所、その他七〇カ所で、その定員数は八、三四六名となっている。

三十九年度から保育所建設事業に取り組み、市立は年間六カ所づつを新設し、民間保育所は年間五カ所づつの建設補助をすることを目標としてきた。市立保育所については、個所数では三十九年度当初の七カ所から四倍にふえた。市立、その他の保育所をあわせた全保育所では、この間に三八カ所ふえ、

定員数では四、四九一名から八、三四六名へと約二倍にふえている。

一方、四十年代にはいって都市における労働力不足は本格化し、婦人の労働意識も大きくかわって、母親の職場進出が激増した。現在では、都市の家庭の半数以上が共稼ぎであると報告されている。とくに人口増の多い横浜にあつては、保育所不足の状況は簡単に解消されそうもない。今後もできるだけ多くの保育所建設を積極的に進めていかねばならない。

また、長時間保育を希望する声が強いため、市立保育所については、四十二年二月から時間外託児福祉員制度をはじめ、

表 2—25 保育所設置数推移

年度	市立	私立	計
30年度末	6/6所	44/44所	50/50所
31年	1/7	4/48	5/55
32年	—/7	—/48	—/55
33年	—/7	—/48	—/55
34年	—/7	1/49	1/56
35年	—/7	2/51	2/58
36年	—/7	—/51	—/58
37年	—/7	—/51	—/58
38年	—/7	1/52	1/59
39年	—/7	2/54	2/61
40年	6/13	2/56	8/69
41年	3/16	1/57	4/73
42年	2/18	1/58	3/76
43年	3/21	5/63	8/84
44年	4/25	4/67	8/92
45年7月末	4/29	3/70	7/99

注：1 中期計画（44～48）にもとづく整備計画

2 公立は年間6カ所新設予定

3 私立は年間5カ所建設補助予定

4 民生局児童課調べ

通常の八時間保育をこえて児童を預っている。はじめは五カ所で実施したが、全市立保育所に適用する態度をきめ、四十五年七月現在、一三カ所で長時間保育をしている。また、私立保育所については、予備保育の雇用に必要な経費、

保育の超過勤務手当の経費などを法外扶助として支出し、私立保育所七〇カ所の運営の円滑化をはかっている。家庭において児童を預かる家庭保育福祉員は現在三一名が認定されており、八〇名の児童が保育をうけている。

働く婦人の増加とともに、無認可保育所で保育をうけている児童も多くなっている。横浜市では、四十三年度からこれら無認可保育所の児童にたいし、授護費を支給し、児童の処遇を改善することとした。四十四年度には二六施設で保育されている八五二名の児童を対象に、一人あたり年額四、八〇〇円から八、一〇〇円までの授護費を支給し、これら児童の処遇改善をはかった。また、無認可保育所の施設を整備して認可保育所とすることのできる施設については、二〇万円の特別授護費を支給することになっている。この措置により、これまで四カ所の無認可保育所が正式の認可施設となっている。

子供の遊び場

児童には成長におうじた遊び場が用意されなければならない。常時母親といっしょにいる幼児たちのためには、昭和四十年から「チビッコ広場」を設置してきた。小さな砂場と二連の低鉄棒といったかんたんな広場を、幼児が道路を横ぎらず、母親の声がとどく所に数多くつくっていかうというもので、母親たちの協力によつて数多く生れてきている。都市化が進展するなかで、幼児の遊びの機能にあつたものとして利用さ

れている。現在までに砂場は九三〇カ所、低鉄棒は五六四カ所設置されている。四十五年度はさらに砂場・鉄棒とも一〇〇カ所づつ設置される予定となっている。

四十二年度から実施されている「チビッコプール」は、チビッコ広場の遊具施設の一種として、就学前の幼児が楽しい水遊びをしながら丈夫な体づくりをすすめるもので、シーズン以外は砂場として利用されている。このプールを設置できる条件としては、(1)設置後の管理運営を地元でおこなえること(2)八メートル×八・三メートルの土地が三年以上確保できること(3)プール用給排水が接続できる給排水設備が二〇メートル以内にあることなどであるが、現在までに八七カ所の「チビッコプール」がつくられており、幼児にたいへん人気がある。

表2—26 チビッコプール設置状況

区別	設置数
鶴見	7
神奈川	6
西	4
中	7
南	6
港南	4
保土ヶ谷	8
旭	10
磯子	4
金沢	6
港北	2
緑	10
戸塚	9
瀬谷	4
計	87

このほか、一二〇平方メートル以上の土地があり、三年以上使える所には、「子供の遊び場」としてブランコ・スベリ台などの遊具を備えている。これまでに二〇八カ所の遊び場整備をしている。チビッコ広場の発展として、対策を少年にまで広げたのが「少年広場」で、おおむね一、五〇〇平方メートルの土地を基準として、遊び場整備をおこなっている。四十三年度から始めて、現在九カ所ある。

児童に利用できる施設は、すべて児童のために開放されなければならない。放課後の学校開放とあわせて、四十三年度から地元市民と警察の協力で、比較的交通量の少ない道路を日曜・祝日に交通を止め「チビッコ道路」として児童の遊び場

にしている。現在、市内九カ所で実施されている。

学校から帰ったあとの児童・生徒の勉強部屋としては、「青少年図書館」がある。四十年度に鶴見区に建設したのを手はじめに、これまでに一〇館建設してきた。小学生にとっては本に親しみ、読書や勉強の習慣をつけ、中・高校生にとっては予習・復習などの場となるよう落着いた建物となっており、定員を越える利用者がある。四十五年度には港南・旭・緑・瀬谷の新区に建設するので、一区一青少年図書館を実現することになる。

また青少年のために保土ヶ谷区青少年会館（四十二年設置）、鶴見勤労青少年センター（四十四年設置）があるが、四十四

表 2—27 青少年図書館

施設名	所在地	学習室収容人員	設置年度(開所年月日)
1 鶴見区青少年図書館	鶴見区向井町潮田公園内	小学生室 28人、 中学生室 32人、 高校生室 24人 (計 84人)	40年度 (41. 4. 1)
2 神奈川区青少年図書館	神奈川区幸ヶ谷幸ヶ谷公園内	小学生室 48人、 中・高校生室 56人 (計 104人)	41年度 (42. 6. 12)
3 西区青少年図書館	西区浅間町 4—265	小学生室 60人、 中学生室 50人 (計 160人)	44年度 (45. 10. 1)

4	中区青少年図書館	中区本牧町 2—351	小学生室 28人 中・高校生室 56人 (計 84人)	41年度 (42. 4. 1)
5	南区青少年図書館	南区睦町 1—25	小学生室 60人, 高校生室 72人 中学生室 40人 (計 172人)	44年度 (45. 7. 1)
6	保土ヶ谷区青少年図書館	保土ヶ谷区岩崎町 101	小学生室 40人 中・高校生室 56人 (計 96人)	41年度 (42. 7. 1)
7	磯子区青少年図書館	磯子区滝頭町 2—243	小学生室 42人, 高校生室 36人 中学生室 32人 (計 110人)	43年度 (44. 6. 1)
8	金沢区青少年図書館	金沢区柳町 1, 金沢八景記念会館内	小学生室 36人, 中・高校生室 38人 (計 74人)	41年度 (42. 6. 27)
9	港北区青少年図書館	港北区菊名町 486	小学生室 36人, 中・高校生室 66人 (計 102人)	42年度 (43. 11. 1)
10	戸塚区青少年図書館	戸塚区中田町 1011	小学生室 36人, 高校生室 30人 中学生室 30人 (計 96人)	42年度 (43. 11. 1)
11	瀬谷区青少年図書館	瀬谷区瀬谷町 2528	小学生室 54人 中・高校生室 72人 (計 126人)	45年度 (45. 11. 1)
12	旭区青少年図書館	旭区今宿公園内	小学生室 35人, 高校生室 35人 中学生室 35人 (計 105人)	45年度内建設予定
13	緑区青少年図書館			45年度内建設予定
14	港南区青少年図書館			45年度内建設予定

年度から総工費三億三〇〇万円をかけて建設していた鉄筋五階建の総合的な「勤労青少年センター」が四十五年八月、西区野毛山に完成した。横浜に就職している少年たちの友情と文化的交流の場として、大きな成果が期待されている。

ふえていく老人たち

ここ数年の間に老人問題は社会の中心課題となった。横浜市においては昭和四十四年十二月民生局保護課のなかに老人福祉係をもうけ、深刻化している老人問題と本格的に取り組むことになった。

従来のような「収入のない身体の弱い老人にたいする保護施策はなにか」といった特定の老人にたいする個々の対策としてはなく、病気の老人も健康の老人もふくんだ総合的な老人対策がすめられねばならない時期にきている。老人問題は、特定の家庭から全家庭の問題へと変ったのである。横浜は勤労者・サラリーマンの街としての性格から、全市民のうち老人のしめる割合は全国平均より低くなっているが、三十年に六五歳以上の老人は四万四、〇〇〇人(市人口の三・九パーセント)だったのが、四十五年には一〇万七、〇〇〇人

(同四・八パーセント)にふえていると推計されている。市人口がふえる以上の比率で高齢人口は増加しており、一五年後の六十年には六五歳以上の老人は二七万九、〇〇〇人(同九・五パーセント)となり、市民一〇人のうち一人は老人でしめられることも予想される。

他方、ふえていく老人にとって核家族化、住宅の小規模化、息子・娘たちの扶養意識の低減化現象はきびしく、社会からも家族からも孤立感をしいられることとなっている。戦後二五年を経過した今日、老人たちにとって生活基盤の一片一片がゆれ動いているといえよう。

老人のしあわせのために

老人の多くは健康でできるだけ長く働き、家庭においては家族から大切にされ、生きがいをもって生きたいということが最大の希望であるが、実際には家庭において養護を受けられない老人が年々増加している。市内の養護老人ホームは、昭和四十二年度当初には五カ所だったのが、四十二年五月には特別養護老人ホーム芙蓉苑(ねたきり老人定員五〇名)が完成し、同年十月には軽費老人ホーム・ルンビニ合掌苑(定員六

表 2—28 市から老人ホームへの措置者数

区分	42年度末	43年度末	44年度末
市内養護ホーム	613人	629人	662人
市外養護ホーム	121人	130人	120人
市内特護ホーム	27人	49人	49人
市外特護ホーム	44人	39人	40人
市内軽費ホーム	11人	21人	30人
市外軽費ホーム	自由契約	—	—
計	816人	868人	901人

注：民生局保護課調べ

○名)が完成した。しかし特別養護老人ホームの希望が多いため、総工費一億七、〇〇〇万円をかけて、四十五年五月鉄筋コンクリト建地上二階、地下一階の明るい市立岩井寮(定員八〇名)を完成した。これで市内の老人ホームは、合計八カ所になったが、まだまだ不足している状況である。今後さ

らに特別養護、(夫婦用の)養護、軽費の老人ホームの増設を検討していかなければならない。最近、とくに病氣などはないが家族と同居できないため施設にはいりたいという希望がふえており、軽費老人ホームの需要が高くなってきた。

これらの施設収容対策をすすめる一方、家庭にいる老人対策も重要である。市内に住む老人で、病氣などのため身のまわりのこともできなくて、世話をする人がいない人については、各区の福祉事務所にいる三二名の家庭奉仕員がこれらの老人の家庭を巡回して洗濯・食事の世話など介護の仕事をしている。こうした老人は、床につきっきりで、食事・排便などにも支障のある人たちである。四十四年度からは、六五歳以上で、長期にわたりねたきりの低所得の老人にたいして、無料で特殊寝台を貸している。また、家族が所用で一時的に面倒をみられない「ねたきり老人」については、四十五年度から介護券制度をつくり、月六回まで無料で介護が受けられることとした。毎年、市内の各地域で老人クラブがふえてきている。老人クラブは老人が自主的に生活を豊かにしようとする活動で、一クラブごとに月一、五〇〇円の運営費を助成している。四十四年度には「老人(ことぶき)大学講座」をもう

け、学習を主に教養開発をめざし、区ごとに一週間ぐらいの講座をおこなっている。四十五年度には娯楽・趣味コースを追加した。

地域の老人の活動の場であり、リクリエーションや休息の場である「老人憩の家」は、三十八年から設置をはじめ、現在市内に一三カ所ある。そのうち野毛山にある若松寮は、四十二年十二月に開設したもので、入浴設備もあり、市内各地から多数の利用者がある。

さらに市内の六五歳以上の老人には、四十四年度から長寿手帳を発行している。この手帳の所持者は、年二回、指定医療機関で無料の健康診査が受けられるほか、老人いこいの家の利用や、大棧橋および三溪園に無料で入場できることになっている。四十四年度末では約九万七、〇〇〇人の老人が、この手帳を持っている。

毎年九月十五日の「敬老の日」から一週間は、「老人福祉週間」として各種行事をおこなっている。老人福祉大会その他の行事を通じて老人たちが生きがいを感じ、社会が老人たちをあたたくかつつんでいく、そうした環境をつちかっけていきたいものである。

表 2—29 老人クラブ設置数

時点	クラブ数	会員数(人)
昭和42年3月	596	40,131
昭和43年3月	661	44,526
昭和44年3月	709	47,465
昭和45年3月	764	51,269

注：民生局保護課調べ

老人医療

老人医療の問題は、高齢人口のいちじるしい増加と核家族化の進行から国の問題として数年来取り上げられてきたが、いまだに社会保障制度審議会に諮問中で、結論の見える見通しもついていない状態である。しかし、老人医療については、もっとも身近な市町村の問題でもあり、市町村ではなんらかの形で老人医療対策をたてようと考えている。

東京都は、老齢福祉年金受給者の医療を無料としたが、事務

的にも財源的にも市の段階でおこなうには、多くの問題があるようだ。

そこで、横浜市では、昭和四十五年度より、国保加入老人の給付改善をおこなった。これは四十三年から八〇歳以上の老人の九割給付を実施してきたが、七五歳以上の老人に一〇割給付をおこなうこととしたものである。対象となる人員は、約九、六〇〇人である。

2 社会福祉

心身障害者（児）の福祉

心身障害者（児）の問題について一般市民の関心は高まってきたているが、まだ十分とはいえない状態である。また心身障害者の数もはつきり把握されていない。

身体障害者については、わが国では昭和二十六年以来おおむね五年ごとに全国調査がおこなわれ、四十年八月に実施された第四回の調査結果では、身体障害者の数は約一〇五万人と推計された。横浜市内の身体障害者手帳の所持者は、四十五年三月三十一日現在、一万五、七六八人となっている。この人たちにたいする援護は、法律にもとづく国の制度によるも